

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人 聖隷福祉事業団

せいれい訪問看護ステーション佐倉

せいれいケアプランセンター佐倉

1. 基本方針

せいいい訪問看護ステーション佐倉及びせいいいケアプランセンター佐倉（以下「事業所」という。）は利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年度法律第 124 号、以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定する、高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施するための指針を定める。

2. 高齢者虐待の定義（引用元：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）

高齢者虐待とは養護者による高齢者虐待及び要介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

* 養護者とは高齢者を現に擁護するものであって要介護施設従業者等以外の者をいう。

3. 高齢者虐待の種類（引用元：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）

（ア）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

（イ）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（ウ）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（エ）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者を通してわいせつな行為をさせること。

（オ）経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

4. 虐待防止のための具体的措置

（ア）苦情処理の徹底

苦情の窓口の案内、利用者及びその家族等からの苦情に対しこれを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

（イ）委員会の開催

事業所は月に一度、院内医療安全委員会に参加する。担当者は管理者もしくは、

虐待防止に関する措置を適切に実施できると管理者から推薦されたスタッフが参加し虐待の防止及び早期発見に努める。

委員会参加にあたり事業所担当者は事前に以下について話し合う

- ① 虐待防止のための指針の整備について
- ② 虐待の防止のための職員研修の内容等に関する事
- ③ 虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑥ 再発防止策を講じた際に、その効果および評価に関する事
- ⑦ その他人権侵害、虐待防止に関する事

(ウ)虐待防止のための職員研修の実施

虐待防止のための研修は「虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの」「虐待防止のための指針に基づき、虐待防止の徹底を行うもの」とする。研修は年1回開催する。

また新規入職時に実施する。

(エ)虐待防止に関する責務等

- ① 虐待防止に関する責任者は管理者が行う。
- ② 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す指針に従い、虐待の防止を啓発、普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、職員が相談しやすい環境を整備するとともに、ストレスチェック等のメンタルヘルスケアを実施する。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、院内医療安全委員会に報告しこれを市町村に通達しなければならない。

(オ)虐待早期発見への対応

① 虐待の早期発見

虐待事案は虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等へ報告する。虐待は利用者の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し平素から責任者等は、利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り虐待の早期発見に努める。

② 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮する、また被害者のプライバシー保護を大前提としながらも対外的な説明責任を果たすことなど速やかに組織的な対応を図り行政に通報、相談する。さらに発生要因を十分に調査、分析をするとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発について一層の徹底を図る。

(カ)職員等が留意すべき事項

職員等は、当法人の基本理念、職員行動指針に基づき利用者の人権を尊重し虐待を防止するために次に掲げる事項に留意する。

- ① 常に利用者の人格や権利を尊重すること
- ② 職員等は利用者にとって支援者であることを自覚し利用者の立場に立った言動を心がけること
- ③ 虐待に関する受け止め方は利用者による個人差や性差などがあることを絶えず認識すること
- ④ 利用者本人は心理的苦痛を感じてもそれを訴えたり拒否したりすることができない場合もあること
- ⑤ 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、互いの言動に意見交換をできる良好な職場環境をつくること
- ⑥ 虐待（疑い）を受けている利用者を発見した際は事実確認や相談支援を行うとともに速やかに管理者へ報告すること

5. 本指針の閲覧

本指針は利用者の求めに応じていつでも閲覧できるように事業所内に掲示する。また、ホームページにも公開し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は 2023 年 10 月 1 日より施行する

2025 年 2 月 1 日 改訂